

(三星海運との株式交換)

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する書類

(株式交換に係る事前開示事項)

平成 25 年 6 月 3 日

大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号

株式会社中山製鋼所

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社中山製鋼所と三星海運株式会社との株式交換に関する事前開示事項

株式会社中山製鋼所
代表取締役 藤井 博 務

当社は、平成25年7月9日を効力発生日として、当社を株式交換完全親株式会社、三星海運株式会社（本店所在地：大阪市西区新町四丁目19番9号）（以下、「三星海運」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）をいたします。この株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別紙1「株式交換契約書（写）」をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 三星海運の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(ア) 割当比率

三星海運の株式1株に対し、当社の普通株式563株が交付される予定です。ただし、当社が保有する三星海運の株式15,350株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(イ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計22,996,298株の新株式が交付される予定です。ただし、三星海運が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(2) 株式交換比率の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、当社及び三星海運から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、三星海運は山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

なお、当社及び三星海運はそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）を前提にしており、大幅な増益を見

込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三星海運との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三星海運がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、三星海運の普通株式1株に割当てられる当会社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三星海運の普通株式1株に割当てられる当会社普通株式の数）
DCF法	533～802
類似会社比較法	539～580

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）（以下、「本債権放棄」といいます。）及び第三者割当増資（約90億円）（以下、「本第三者割当増資」といいます。）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当会社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当会社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当会社及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当会社、三星海運及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当会社及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当会社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当会社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三星海運との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三星海運が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、三星海運の普通株式1株に割当てられる当会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三星海運の普通株式1株に割当てる当会社普通株式の数）
DCF法	513～766
類似会社比較法	450～741

なお、山田FASは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄（約602億円）及び本第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当会社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当会社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用していません。

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、当会社及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、山田FASは当会社、三星海運及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当会社及び三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当会社及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(イ) 算定の経緯

当会社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、三星海運は山田FASの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当会社及び三星海運との間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に前記「2. (1) (ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ウ) 算定機関との関係

フロンティア・マネジメント及び山田FASはいずれも、当会社及び三星海運とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(エ) 公正性を担保するための措置

三星海運は、当会社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当会社及び三星海運は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当会社はフロンティア・マネジメントに、三星海運は山田FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、当会社及び三星海運はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、当会社及び三星海運は、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

三星海運は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。当会社取締役又は従業員と株式交換契約を行う三星海運における兼任状況につ

いては、当会社の従業員である守屋隆男が三星海運の非常勤取締役役に就任しておりますが、本株式交換について、利益が相反するおそれがあり、三星海運における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星海運の取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、三星海運の立場において、本株式交換に係る当会社との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当会社の常勤監査役である笹部隆夫は三星海運の非常勤監査役に就任しておりますが、三星海運における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星海運の取締役会に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べておりません。

3. 交換対価として当会社の株式を選択した理由

当会社及び三星海運は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である当会社の普通株式を選択いたしました。

当会社及び三星海運は、当会社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

4. 当会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0円

資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金：0円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当会社グループの資本政策及び当会社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

5. 三星海運の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙2「三星海運の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項」をご参照ください。

6. 三星海運の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

7. 三星海運において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

8. 当会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

9. 会社法799条1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親株式会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

会社法799条第1項の規定により株式交換について異議を述べるることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

別紙1 株式交換契約書（写）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星海運株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社中山製鋼所

住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号

(2) 株式交換完全子会社

商号：三星海運株式会社

住所：大阪市西区新町四丁目19番9号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に563を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式563株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 資本金：金0円

(2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

(3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを

行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務[Ⓞ]

乙：大阪市西区新町四丁目19番9号
三星海運株式会社
代表取締役社長 針原保典[Ⓞ]

以上

第70期 事業報告書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

1. 会社の概況

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、昨年3月に発生した東日本大震災により大きなダメージを受け、その後の復興需要に期待がもたれましたが、効果が限定的で、また期後半には、タイの洪水、継続的な円高、熾り続ける欧州の金融危機等の影響で大変厳しい一年となりました。

運送業界におきましても、東日本大震災の影響により消費、生産、建設の各関連貨物の輸送量が大きく減少しております。

このような情勢の下、平成23年度は中山製鋼所殿の鋼材出荷量については大きな変動はなかったものの、鋳片購入の形態が変更となったため、鋳片の海送部門の輸送量が296千トン(対前期比△366千トン)と大きく減少いたしました。これをカバーすべく外部営業を積極的に展開した結果、売上高は9,325百万円(対前期比+389百万円)となりましたが、売上原価におきましては、鋳片輸送量減少による海送部門の運航効率の悪化、燃料価格の上昇による大幅なコスト増加等により、経常利益におきましては10百万円(前期比△187百万円)と何とか黒字は確保いたしました。当期純利益におきましては△18百万円(前期比△146百万円)となりました。

利益配当金につきましては、株主の皆様の日ごろのご支援にお応えするため、1株あたり100円とさせていただきます。なお、主な事業の概況につきましては次のとおりです。

【陸上輸送部門】

当期における陸上輸送部門は、中山製鋼所殿の鋼材輸送の増加及び復荷輸送量拡大のため中部地方の営業活動を活性化した結果、売上高は4,331百万円(前期比+453百万円)となり、売上原価におきましては、支払運賃は増加したものの、一方で収益改善のための減車等経費の削減を実施した結果、経常利益は38百万円(前期比+72百万円)と黒字に転換いたしました。

【海上輸送部門】

当期における海上輸送部門は、近海外航部門及び外部貨物の売上は増加いたしました。中山製鋼所殿の鋼材、鋳片の海上輸送量の減少、燃料負担金の増加等の影響が大きく、売上高は2,678百万円(前年度比△193百万円)となり、経常利益は33百万円(前期比△239百万円)となりました。

【荷役・倉庫部門他】

当期における荷役部門は、中山製鋼所殿の数量減少により減収とはなりましたが、更なるコスト削減を実施いたしました。また、倉庫部門におきましては、積極的に営業活動を行い外部貨物の獲得を果たし増収とはなりましたが、コスト面では転入倉庫の初期費用の増加等により減益となりました。この部門の売上高は2,316百万円(前期比+129百万円) 経常利益は△61百万円(前期比△20百万円)となりました。

(2) 今後の見通しと会社が対処すべき課題

今後の見通しといたしまして、日本経済は欧州の金融危機、原油高の懸念はあるものの、震災復興のための公共投資等の増加により底堅く推移するものと思われます。輸送の分野におきましても前年度の反動から増加するものと見込まれています。

しかしながら、弊社を取り巻く環境は、復興需要の遅れ、原油価格の高止まり等の影響により、大変厳しい状況が続くものと思われます。そのような環境の中でも、弊社は引き続き利益を確保するために、バーク輸送の更なる拡充等で復荷を確保し、新規営業開発を積極的に展開して、売上の拡大及び運行効率の向上を図ってまいります。また、コスト面では中山製鋼所殿の生産体制の変更もあり、人員配置等を見直すと共に他のコストも徹底して削減してまいります。

次に、安全・品質面につきましては、昨年度は無災害を達成いたしました。そのような中でも、重大事故に繋がらない「ヒヤリ・ハット」が発生しており、これらが重大事故につながらないように、危険予知活動等を更に充実させてまいります。

これらのことを着実に実行し、お客様から更なる信頼を得られる会社に発展すべく全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は34百万であり、その主な設備は下記の通りであります。

区 分	設 置 場 所	設 備 名	(百万円)
機 械 装 置	大阪	クレーン旋回装置 (木津川倉庫)	6
建 物	清水	事務所改修工事 他	23
車両運搬具	大阪	乗用車購入	1
器 具 備 品	大阪 他	墜落防止装置・冷暖房機 他	4

(4) 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておらず、特記すべき事項はありません。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第67期 (平成20年度)	第68期 (平成21年度)	第69期 (平成22年度)	第70期 (平成23年度)
売上高 (百万円)	13,312	8,120	8,936	9,325
経常利益 (百万円)	27	△190	197	10
当期純利益 (百万円)	6	△78	128	△18
1株当り当期純利益 (円)	104	△1,396	2,278	△322
総資産 (百万円)	3,968	4,246	4,542	4,344
純資産 (百万円)	2,251	2,170	2,291	2,266

(6) 主要な事業内容

陸上運送業、内航運送業、港湾運送業、倉庫業、通関業、産業廃棄物の処理業、土木工事業

(7) 主要な営業所

本 社	大阪市西区新町4丁目19番9号
営 業 所	船町、東京、清水、武豊、堺、福岡、大分、宮崎

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
145人	△2人	46.1歳	15.2年

(9) 主要な借入先

借入先	当期末 借入残高 (百万円)	借入先の当社への出資状況	
		持株数 (株)	議決権比率 (%)
商工組合中央金庫	175	0	0
日本政策金融公庫	159	0	0
株式会社りそな銀行	59	0	0

(10) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式枚数 200,000 株
- (2) 発行済株式の総数 56,196 株
- (3) 株主数 26 名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)	当社の大株主への出資状況	
			持株数 (株)	議決権比率 (%)
株式会社中山製鋼所	13,900	24.73	0	0
中山三星建材株式会社	10,098	17.96	81,738	11.51
中山通商株式会社	5,300	9.43	73,600	3.83
大中物産株式会社	3,500	6.22	77,200	8.77
三星商事株式会社	3,050	5.42	40,000	4.34
ニッタイ株式会社	2,250	4.00	20,000	2.50
針原保典	2,200	3.91	0	0

3. 取締役及び監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	針原保典	代表取締役
常務取締役	河野徹	船町事業所・システム開発室・物流管理室 管掌
取締役	中原敏之	総合企画部長委嘱、輸送管理部 管掌
取締役	小久保昌伸	海運営業部・営業開発部・東京営業所 管掌
取締役	守屋隆男	株式会社中山製鋼所 企画管理部長
監査役	笹部隆夫	株式会社中山製鋼所 監査役

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位；千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,756,220	流 動 負 債	1,400,590
現 金 預 金	282,316	支 払 手 形	101,645
受 取 手 形	6,183	買 掛 金	809,623
売 掛 金	1,226,833	未 払 金	215,211
未 収 収 益	11,723	一年以内返済の長期借入金	141,840
未 収 金	630	未 払 費 用	11,296
貯 蔵 品	38,097	前 受 収 益	2,079
前 払 費 用	12,866	預 り 金	5,851
仮 払 金	5,459	賞 与 引 当 金	76,695
短 期 貸 付 金	1,150,000	未 払 法 人 税 等	5,499
貸 倒 引 当 金	△13,597	未 払 消 費 税	27,754
繰 延 税 金 資 産	35,707	リ ー ス 債 務	3,093
固 定 資 産	1,588,701	固 定 負 債	677,371
有形固定資産	1,273,120	長 期 借 入 金	252,190
建 物	300,324	退 職 給 付 引 当 金	409,819
構 築 物	49,941	長 期 未 払 金	6,369
機 械 及 び 装 置	571,809	特 別 修 繕 引 当 金	8,476
船 舶	22,383	リ ー ス 債 務	515
車 輛 運 搬 具	12,137	負 債 合 計	2,077,961
器 具 備 品	87,074		
リ ー ス 資 産	3,437		
土 地	226,012	(純資産の部)	
		株 主 資 本	2,259,073
無形固定資産	59,352	資 本 金	56,196
電 話 加 入 権	5,906	資 本 剰 余 金	1,200
プ ロ グ ラ ム 開 発 費	53,446	資 本 準 備 金	1,200
投資その他の資産	256,227	利 益 剰 余 金	2,201,677
投 資 有 価 証 券	90,204	利 益 準 備 金	14,049
関 係 会 社 株 式	7,000	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	2,187,628
出 資 金	310	別 途 積 立 金	300,000
長 期 貸 付 金	33,114	特 別 償 却 準 備 金	102,340
長 期 前 払 費 用	76	繰 越 利 益 剰 余 金	1,785,288
保 証 金	16,522	(当期損益)	(△18,145)
投資その他の資産	28,000	評 価 ・ 換 算 差 額 金 等	7,886
貸 倒 引 当 金	△14,548	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,886
繰 延 税 金 資 産	95,547	純 資 産 合 計	2,266,959
合 計	4,344,921	合 計	4,344,921

注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 〕

(単位 ; 千円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
売 上 高		9,325,426
【 売 上 原 価 】		
売 上 原 価	8,886,193	
売 上 総 利 益		439,233
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	443,187	
営 業 利 益		△3,954
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	12,063	
受 取 配 当 金	5,640	
そ の 他 の 収 益	2,081	19,785
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	5,718	
そ の 他 の 費 用	5	5,723
経 常 利 益		10,107
【 特 別 利 益 】		
固 定 資 産 売 却 益	2,583	2,583
【 特 別 損 失 】		
特 別 退 職 金	10,300	
固 定 資 産 除 却 損	253	10,553
税 引 前 当 期 純 利 益		2,137
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		28,565
法 人 税 等 調 整 額		△8,282
当 期 純 利 益		△18,145

注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 〕

(単位；千円)

	株主資本									評価 差額	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		
		資本 準備金	資本 剰余 金 合計	利益 準備金	その他の剰余金					利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	特別 償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首 残高	56,196	1,200	1,200	14,049	300,000	127,500	1,785,017	2,226,567	2,283,963	7,687	2,291,650
当期 変動額										198	198
剰余金 の配当							△6,743	△6,743	△6,743		△6,743
特別 償却 準備金						△25,159	25,159				
当期 純利益							△18,145	△18,145	△18,145		△18,145
当期 変動額 合計	0	0	0	0	0	△25,159	270	△24,889	△24,899	198	△24,690
当期末 残高	56,196	1,200	1,200	14,049	300,000	102,340	1,785,288	2,201,677	2,259,073	7,886	2,266,959

注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

- 事業年度末日における発行株式総数 56,196 株
- 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額	一株あたり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会決議	普通株式	6,743,520 円	120 円	平成23年3月31日	平成23年6月23日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額	一株あたり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会決議予定	普通株式	5,619,600 円	100 円	平成24年3月31日	平成24年6月27日

[個別注記表]

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社及び関連会社株式 ----- 移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの ----- 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。
(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- 時価のないもの ----- 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） ----- 定額法を採用しております。
- ①平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法によっております。
なお、償却限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ②平成19年4月1日以降に取得したもの
主として定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物及び構築物 ----- 10年 ～ 50年
機械装置 ----- 10年 ～ 15年

- (2) 無形固定資産
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を0とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については税法規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (4) 特別修繕引当金
船舶の定期検査に備えるため、将来の修繕見積額に基づき当期負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

〔貸借対照表および損益計算書注記〕

1. 受取手形裏書譲渡高	16,431 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,995,381 千円
3. 当期減価償却実施額	187,547 千円
4. 担保に供している資産	
有形固定資産	315,135 千円
5. 子会社に対する短期金銭債権	2,337 千円
6. 子会社に対する短期金銭債務	33,355 千円
7. 1株当りの当期純利益	△322 円

監査報告書

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成24年5月30日

三星海運株式会社

監査役 笹部 隆夫 ㊟

以上